

香川県環境影響評価条例の一部改正について（報告）

1 概要

- 環境影響評価とは、道路や発電所の建設など大規模な開発事業を行う事業者が事業の内容を決めるに当たって、事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、事前に調査、予測、評価を行い、その結果を公表し、住民や地方公共団体などから意見を聞き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていく制度である。
- 規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれがあり、かつ、国が実施し、又は許認可等を行う事業を対象としている環境影響評価法が制定・運用されているほか、本県では、同法の適用規模の上乗せや県独自の対象事業（工場・事業場、レクリエーション施設の造成など）の追加を行った香川県環境影響評価条例を定め、運用している。
- このたび、環境影響評価法の一部改正等を踏まえ、香川県環境影響評価条例の所要の改正を行った。

2 一部改正の内容

- (1) 過去に環境影響評価を実施した工作物を建て替える場合は、配慮書（※1）の手続において、周囲の概況等の調査を不要とし、既存事業の環境監視の結果等を踏まえた具体的な環境配慮の内容を整理することとする。（法施行日：令和 9 年 4 月頃）
 - ※1：事業の位置・規模等を決定する前に、環境保全のために適正な配慮をすべき事項についての検討結果を取りまとめたもの。
- (2) 知事は、事業者の同意を得た上で、事業者が作成した環境影響評価に係る書類を公開できることとする。（法施行日：令和 8 年 4 月 1 日）
- (3) 地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づく促進区域（※2）内において行う地域脱炭素化促進施設（※3）の整備については、配慮書に関する手続を適用しないこととする。（法施行済み※4）
 - ※2：市町村が設定する「地域脱炭素化促進事業」を促進する区域。
 - ※3：「地域脱炭素化促進事業」の一環として整備される太陽光発電や風力発電等の施設。
 - ※4：令和 8 年度から、本県においても市町による促進区域の指定ができることとなるため、条例に同様の規定を導入する。
- (4) 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律の規定に基づく促進区域（※5）内において行う海洋再生可能エネルギー発電事業については、配慮書及び方法書（※6）に関する手続を適用しないこととする。（法施行日：令和 8 年 4 月 1 日）
 - ※5：洋上風力発電に適した海域として国が指定する区域。
 - ※6：環境影響評価の計画（どのような項目を、どのような方法で実施するのか）を示したもの。
- (5) 対象事業にダムの改築を追加する。（法施行日：令和 9 年 4 月頃）

（現在は新築のみを規定。従来からダムの嵩上げ等の改築は、ダムの新築の事業として運用していたが、条文上、明記するものである。）

3 施行日

- (1) ・ (5)：規則で定める日（令和 9 年 4 月頃）
- (2) ～ (4)：令和 8 年 4 月 1 日

環境影響評価に係る書類の公開について

【概要】

環境影響評価法の一部改正等を踏まえ、香川県環境影響評価条例の所要の改正を行い、知事は、事業者の同意を得た上で、事業者が作成した環境影響評価に係る書類を公開できることとした。（施行日：令和8年4月1日）

【香川県環境影響評価条例の規定】

（環境影響評価に係る書類等の公開）

第四十七条の二 知事は、事業者が次の各号に掲げる手続を経たときは、当該各号に定める書類を、それぞれ規則で定める期間、インターネットの利用その他の方法により公開することができる。この場合においては、あらかじめ、当該書類を作成した事業者の同意を得なければならない。

- 一 第四条の四の規定による公表 当該公表がされた配慮書
- 二 第七条の規定による公表 当該公表がされた方法書
- 三 第十五条の規定による公表 当該公表がされた準備書
- 四 第二十三条の規定による公表 当該公表がされた評価書
- 五 第三十二条第三項の規定による公表 当該公表がされた事後調査等報告書

○香川県環境影響評価条例施行規則

（環境影響評価に係る書類等の公開の期間）

第五十条 条例第四十七条の二の規則で定める期間は、同条各号に掲げる手続の区分に応じ、当該各号に定める書類について同条の規定による同意を得た日から起算して三十年を経過する日までの期間とする。